

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。

将来の大きな支えになります

・国が運営するため、安定していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
・老後だけでなく、病気やケガで障害が残ったときや、家族の働き手が亡くなったときにも年金を受給できます。

保険料は所得控除対象となります

・国民年金保険料は月額16,340円(平成30年度)です。
・現金納付・口座振替・クレジットカード納付・電子納付ができ、納めた保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料の納付が困難なとき

未納のまま放置すると、年金を受給できない場合があります。
保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除・猶予となる制度がありますのでご相談ください。

学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。※該当しない学校も一部あります。
手続きには、学生証のコピーまたは在学証明書が必要です。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合などに、国民年金保険料の納付が免除されます。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

申請方法

20歳の誕生月の前月または当月月上旬に日本年金機構から送られてくる「国民年金被保険者関係届書」に必要事項を明記し、誕生日の前日以降、14日以内に市役所または水戸南年金事務所に資格取得届を提出してください。

免除・猶予を希望される方は、同時に申請することができます。

※厚生年金に加入している方、厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方は提出不要です。

※詳しくは水戸南年金事務所 国民年金課 TEL 029-227-3278 (音声案内が流れます)、または日本年金機構ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】保険年金課 (内線141)・笠間支所市民窓口課 (内線72124)・岩間支所市民窓口課 (内線73182)